

Title	自然的課税の主張者 (三、完)
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.12 (1922. 12) ,p.1707(73)- 1724(90)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19221201-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19221201-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に存す。而して之に對する請願書の解答は Mun が England's Treasure の第四章(pp. 34-50)に収録せるものと同様なり。(Petition, pp. 27-36)。

(第五)國光に關して問題とす可きは、東印度貿易が偉大なる國王及び國家の尊嚴に適合せるものなりや否やの一事なり。東印度貿易が我が武力、財富、安固及び金銀を増加す可き好個の方便にして、其の踏査は陛下の威名を波斯、日本(Tapon)、支那、大モーグルの領域及び其の他の遠隔なる東洋諸國に遍ねからしめたるの事實を知らば、這般の福祉が國王及び其の國家に取りて貴重なるは異論の餘地なき所にして、須らく強烈なる反對を排し最善なる努力を以て、之れを保持す可きものなり。(Ibid., pp. 36-37)。

一人の筆に成れる此の The Petition and Remonstrance. を置きて考ふる時は、必ずしも大なる誤謬と稱す可きものに非ざるが如し。

(一九二二年十一月)。

### 自然的課税の主張者(三完)

#### 金原賢之助

七 ヘンリー・ジョージ 一八三九—一八九七年

土地改革論者 (Bodenreformer) には三種類ある。第一は社會主義的土地改革論者 (Die sozialistischen Bodenreformer) であり、第二は農業社會主義的土地改革論者 (Die agrarsozialistischen Bodenreformer) であり、そして第三は本來

て恭しく下院に陳言す云々。(Ibid.)。

是れに由りて觀るに、其の題目が「當だに英國のみならず、自餘一切の商業國の經濟學の根本的原則と爲れる」Thomas Mun が England's Treasure by Foreign Trade, or, The Balance of our Foreign Trade is the Rule of our Treasure. は實に此の一千六百二十八年の請願書の敷衍擴張とも見る可きものにして、而して此の二十八年の The Petition and Remonstrance. は Mun が一千六百二十一年を以て公にせる A Discourse of Trade. と等しく東印度會社に對する非難を辯明するに存したるの事實を知らば、England's Treasure を以て A Discourse of Trade に過せずと做せる August Oncken の所言は固より輕率の謬を免れずと雖も (Geschichte der Nationalökonomie, 1. Teil, Die Zeit vor A. Smith, 1902, S. 207 f.)、而も是等兩著の間と同

の、或は狹義の「土地改革論者 (Die eigentlichen Bodenreformer od. die Bodenreformer im engeren Sinne) である。此所に述べやうと思ふ Henry George は右の第三に屬する人である。(Kar Diel, Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus, 4 Auflage S. 57 u. 67)

そして斯る運動に對する George の貢獻は何であるかを一言にて述べることを求むる人があるならば、彼は其れに生氣を興へたと吾人は答へよう。彼の先人たる Smith, Mill, Dove, Burgess 及 Macdonell は、土地の價値に對する課税制度に含まれた一般の原理を既に明かに解説してゐた。併し George の出づるまでは、此問題は學者の興味を有せし問題に過ぎなかつたが、彼の時代以來多數男女の熱心な讚成を得て殆んど宗教の如きものとなつた。彼の信徒達には傳道者の如き熱心を以て其教義を諄々と説い

た。所謂土地單一税の Henry George の名とは地球上の遼遠の地に至るまでも知られることゝなつたのである。

George は一八三九年に米國 Philadelphia の貧乏な家庭に生れた。彼の正式の學校教育は中等教育を受くること數ヶ月にして終つて了つた。その年僅かに十四歳であつた。斯くて彼は或は勞働者として或は新聞記者として轉々たる生活を續けたけれども、一旦養ひ得た讀書の趣味は、學校を退いても、彼の眞の教育を中斷するに至らなかつた。(註一) 斯る間に彼は或る幻を見た、そして新福音を傳道するやうに神託を受けたと思つた。自ら言つてゐる。

「Progress and Poverty」の最後の章を書き終つた夜に、余は感じた——神が余に託せられた才能が茲に明かにされた。そして地球上の王國が總て余の脚下に與へられたよりも、遙かに十

分な満足と遙かに深い感謝の念を感じた」と。彼の幻は先づ結晶して「Our Land and Land Policy」となり、後に擴大され系統を與へられて「Progress and Poverty」となつた。(註二) 此本の賣行(最初は總ての出版者から拒絶されたが)は多大の部數に上つた。彼は其雄辯によつた多數の人々の指導者となつた。そして亞米利加大陸の最大都市 New York の市長選挙に候補者として運動中忽焉として逝いた。

彼の兩親は非常に熱心な信心家であつた。そして彼自身も、宗教の信條などは何等念頭に置かぬと言つてはゐるけれども、非常に宗教的氣分を持つた人であつた。「Progress and Poverty」の或章も殆んど熱狂的の宗教氣分のうちに書かれた。此著述が廣く流布されたのも是が爲であつた。

其重要な思想は表題が是を示してゐる。科學、

發見、發明等『進歩』と云ふ名に伴ふものは總て急速に躍進しつゝあつた。然るに最も困苦な勞働に服する人達は、是に與ること極めて僅かであつた。『貧困』は、進歩と云ふものの起らぬ時代に彼等の祖先の運命であつたやうに、進歩した時代にも亦彼等の運命であつた。何故さうであつたか。此所に、天啓を感じて彼等救濟の道を指示した人が、現はれたのである。それ故人々は彼の著作を讀み、不公正な權力、特權に反對する社會改造の十字軍に参加したのである。彼等の指導者には虚偽と云ふものは全然存在しなかつた。實際 George は自己と彼の福音とを固く信じてゐたのである。

「Progress and Poverty」の價値を正しく識る爲には、總て以上の事實を記憶して置かなければならぬ。其れは、或意味に於いては、經濟學的教科書たると同時に神學的著述である。一方

に於いては、仁慈なる神の概念を人類の貧困不幸と調和せんとする企てであると同時に、他方に於いては此貧困不幸の原因を冷かな知的方法によつて分析し是が救濟策を發見せんとする試みである。そして又、其原因は神の恩惠の缺如に存するのではなくて、寧ろ人間が自然の法則に盲目なることに存することを、示さんとしてゐるのである。

兎に角此著述によつて Henry George の名は本論文の主題たる命題とは非常に密接な關係を有することゝなり、人は一般に George と云へば土地單一税を聯想し土地單一税と云へば George を想起する程である。而も經濟的地代の學說と、經濟的地代を所有する形式の政府の經常收入と認むるの妥當なることゝは、彼の時代以前に非常に相類似した推理によつて屢々教示せられてゐたのである。其れにも拘らず、發見の名譽

が一般に Henry George に歸せられるのは、決して偶然のことではない。即彼は、——既に言及して置いたやうに——土地單一税に生命を與へたのである。彼の論理の力により、彼の勇氣により、彼の雄辯により、就中彼の公正な租税制度のみならず社會的經濟的の黄金時代を齎らすべき制度をも發見したと云ふ全く眞實な確信によつて、彼は無關心な社會に刺戟を與へ、是をして彼の使命を傾聴せしむるに至つたのである。

## 二

姑らく彼の所論を窺はんに、George は次の如き疑問を起してゐる、——富は増加し、技術は日進月歩するにも拘らず、貧乏の益々増大するは何故であらうか、生産力の増加にも拘らず勞銀は、僅かに糊口を過し得るに過ぎない最低限度に向ふ傾向を持つてゐるのは如何に説明すべきであるかと。此不幸な状態の原因は土地私有に

存する。誠に土地の私有は總ての社會的貧困の根本的原因である。

年々新しく造らるゝ富は生産の三要素、土地、勞働及資本に分配せられる。そこで三要素の各々の取るべき分量が問題となる。勞働或は資本によつて行はるゝ活動には、土地の利用を必要としないものはないからして、土地所有者の要求は、他の要素の要求が充足されないうちに、先第一に充たされなければならない。

然るに Henry George は、土地私有の行はるゝ場合に勞銀が生活最低限度にまで下向する傾向を有してゐることを、次の如く説明してゐる。——勞銀は、勞働が勞働者自身の爲に造り出す所の價值或は収益によつて限定せられる。財は土地と勞働の生産物であつて、如何なる人も其勞働を最も豊饒な土地に利用せんと努むる。其最優等の土地が如何なる移住者も任意に是を占

有し得る程豊富に存在する間は、勞銀は勞働の収益全體と同額であるに違ひない。それ故、移住者が勞働者を使ふと欲するならば、前者は後者に平均勞働から生ずる収益全部を勞銀として支拂はなければならぬ。然るに人口が増加し、是を養ふ爲に劣等な土地をも用ひなければならぬ場合に至ると、如何なる移住者でも最優等の土地を獲得すると云ふことは最早不可能となるは勿論である。従つて勞銀は最早最上等の土地に於ける収益全部から成立たなくて、地代の額丈は減縮せられる。何となれば種々な土地に於ける勞働は、同一の勞力を費ひしても最早同一の収益を與へない。却て優等の土地の所有者は、同一の勞力に於いて、劣等の土地の所有者よりも一層多い生産物を獲るのである。然るに生産物の代價は、それが優等の土地から生じたものであると劣等の土地から生じたものであるとを

問はず、同一であるからして、優等の土地の所有者は其より多くの生産収益の爲に、不勞の餘剩價值即レントを獲得するのである。該所有者が今勞働者を儲ふならば、彼は最早最上等の土地に於ける勞働の全収益を支拂ふ必要はない、たゞ無地代の土地に於ける勞働者が造り出し得る収益を支拂へば足りるのである。土地が劣等になればなる程、勞銀は益々下向せざるを得ない。即 George に従へば、勞銀は、勞働者が其勞働により最劣等無地代の土地——需要に應ずる爲に耕作されなければならぬ土地の中の——に於いて造り出す生産物によつて限定せられるのである。

資本の利子も亦同様に絶へず地代の爲に減縮せられるのである。……此所に於て George は地代は總ての社會的貧困の源泉であると云ふ結論に到達したのである。そして彼は地代の私有

關係を廢止することを以て、總ての社會的窮迫の救済策と看做してゐる。(Karl Dietl, a. a. O., S. 67-69)

併し George が欲する所のものは、土地併合の傾向を途切し、現在の獨占を破壊し、そして將來の獨占をも阻止する所の或ものである。專斷的な且制限的な法律は常に施行が困難であるからして、其効果が平等な、一般的な、又不變である方策を要求する、——即企業を束縛しない、生産を縮小しないそして公正の本義を損じないやうな手段を欲するのである。

それは、彼によれば、土地に對する課税である。何故斯る課税に依るかは後に述べるが、此地租には一の長所があるのである。是は——實際的には重要ではない多少の例外はあるが——課税目的物の所有者によつて支拂はれなければならぬ唯一の租税なのである。若し貸金に課

がある。又此土地は年々一萬弗を所有者に生ずる。是は何處から來るか。明かに其地方の勞働者の所得から來る、何となれば他には來る所があり得ないからである。

百人が新しい場所に移住する。土地は最初殆んど或は全く價值がない。彼等の勞働の純收穫は可なり平等に彼等の間に分配せられる。其地方の人口が十萬になる。土地は價值を増す。其地方の生産は今や一人當りが増加するであらうが、併し分配の行はるゝ前に其生産物の一半は地主に行かなければならない。

吾人は、正當に個人に屬するものを取る前に、正當に全體に屬するものを取るべきではないであらうか。

然らば George の言ふやうな制度を採用した結果は何うであらうか。曰く、土地の單なる所有者は土地の利用者と同額の租税を支拂ふこと

税するならば、貸主は是を借主に轉嫁するであらう。そして借主は是を支拂はなければならぬ。さもなければ貨幣は投資の爲に國外に送られて了ふだらう。借主が是を其事業に用ふるならば、彼は是を消費者に負擔せしめなければならぬ。さもなければ彼の事業は有利なものにならない。併し土地はさうでない。土地は生産される貨物ではないから、其量は限定されてゐる。課税を少くしたからとて其れが増加しないであらうし、又是を多くしたからとて其れが減少もしないであらう。土地の所有者が其租税を利用者に轉嫁し得る方法はあり得ないのである。

尙ほ George は土地課税の公正に就いて述べてゐる。サン・フランシスコの中央部分に在る一區劃の土地は十萬弗の價值がある。何が此價值を與へるか。其所有者は何も爲さなかつたが、十五萬の人が其附近に住居してゐると云ふ事實

を要求せられるであらう。市中の空地の所有者は、自分の土地に立派な家を建ててそして是を利用するか又は是から地代を得てゐる隣人と同額を支拂はなければならぬだらう。農地の獨占者も同額を課税せられるであらう。地價は下落し、土地投機は不可能となり、土地獨占は最早利益がなくなるだらう。利用しないうちに土地を得て置くのが有利であるのは極めて稀な場合に於いてのみとなるからして、實際是を利用せんと欲する人は、是を得ることが容易となるであらうと。(Our Land and Land Policy, The Works of Henry George, vol. IX, chap. V, pp. 101-112)

三

更に Henry George は地代及地代の法則に關して次の如く述べてゐる。レントと云ふ言葉は、其經濟的意義に於いては、通常用ひられるレントと云ふ言葉とは其意味を異にしてゐる、此經

濟的意義は世俗の意味より或點に於いて狭く、或點に於いて廣い。即世俗の用語に於いてはレントと言ふ言葉は土地の使用に對する支拂と同様に建物、機械、定著物等の使用に對する支拂にも適用する。又所有者と使用者とが別人である場合にのみ此語を用ふる。併し經濟的意義に於いては兩者が同一人であつても亦レントがある。

レント(地代)は土地の生産力或は利用から生ずるものではない。余が非常に肥沃な土地を持つてゐるとする。併し他に無償で得らるべき同様に豊饒な土地が存在する限り、其土地は地代を生ぜず、價值を持たないであらう。併し右の豊饒な土地が擅有されて了ひ、無償で得らるべき最良の土地が一段下級のものになると、余の土地は價值を有し地代を生じ始めるであらう。そして余の土地の生産力は減じて、無償で得

らるべき土地の生産力が一層大なる割合を以て減するならば、余の獲る地代は漸次増加するであらう。従つて其土地の價值も増すであらう。地代は、要するに、人間の努力で生産することも増加することも出来ない所の自然の要素が、個人の所有に歸することから生ずる獨占の代價である。

幸にして地代の法則に關しては議論の必要がない。地代の法則に關する通説が、是迄議論されなかつたと云ふのではないが、兎に角此點に於いては權威者の説が世俗の説と一致してゐる。John Stuart Mill が經濟學に於ける初學者の關門 (pons asinorum) と名付けた所の、此一般に認められた地代の法則が屢々『リカルドオの地代法則と稱せられるのは、彼が始めて是を著しく注意を集むるやうにした——彼は是を發表した最初の人ではなかつたが——と云ふ事實

からである。即地代は、其土地の生産物が、使用中の最も生産力の少い土地から同一の努力を以て獲得し得られる生産物を、超過する高によつて決定せられるのである。

斯くて George が爲した勞銀下向の傾向に關する説明は既に前に述べて置いた通りであるが、代數の方程式を以て是を表せば(地代) = (地代) + (勞銀) + (利子) ∴ (生産物) - (地代) = (勞銀) + (利子) である。故に勞銀と利子とは勞働と資本の生産物に依存してゐるのではなく、それから地代を差引いたものに懸つてゐるのである。換言すれば地代を支拂ふことなくして、即使用中の最も劣等な土地から、得られる生産物に依存してゐるのである。もし生産力の増加は如何に大であつても、地代の増加が是と歩調を共にしたならば、勞銀も利子も増加すること

なる割合を以て増加するならば、地代は生産力の増加よりもより多くをすら併吐するであらう。唯土地の價值が生産力と同速に増加することが出来ない場合にはのみ、勞銀と利子とは生産力の増加と共に増加し得るに過ぎない。總て是等は、現實の事實に其例證を示すことが出来る。(Progress and Poverty, Book III, chap. II)

四

然らば Henry George は何故土地單一税の結論に達したか。彼は言ふ。「吾人は、其原因を剪除するの外、是等の弊害を救済する策のないことを見た。そして公正或は便宜の理由に基いて、地代を沒收して以て土地を共有財産となすことを、非とする主張は何等無いことを知つた。併し方法の問題が残つてゐる。如何に爲すべきであらうか。

吾人は、一息に總ての私有の名稱を廢し、總

ての土地を公有財産と宣言し、そして最高値の申告者に、改良に對する私有權は神聖に保護すると云ふやうな條件の下に、土地を貸出し以て、公正の觀念を満足せしめ又一切の經濟的要求に應ずることを得よう。併し、斯る計畫は、全く實行し得べきものであるけれども、——Georgeにとつて——最良のものとは思はれない。「否寧ろGeorgeは形式的に土地一切を沒收し、形式的に是を最高値の申告者に貸出す方法よりも、一層簡單な、一層容易な、そして一層溫和な方法で同一の目的を達せんことを主張する。……余は土地私有財産を買收することも亦沒收することも提案しない。前者は不公正であり、後者は無用である。……吾人は公共の用の爲に地代を取ることによつて、何等の變動なく、土地に對する共有權を主張するを得よう。吾人は既に或地代を租税となしてゐる。故に

其總てを取るやうに現在の課税方法に或變更を爲せば足りるのである。斯くして國家は包括的地主となり得るのであるが、たゞ地代の課税は他の租税を廢止する程に増加されなければならぬからして、地代に對する課税の外總ての租税を廢止することを提言する。

既に述べて置いたやうに、土地の價値は、人口の増加と技術の進歩によつて、益々大なるものである。如何なる文明國に於いても土地の價値は、全體として見ると、政府の全費用を負擔するに十分である。更に一層發達した國に於いては、十分より遙かに以上である。故に總ての租税を土地の價値に課する丈では足りないであらう。地代が政府の現在の收入に超過する場合には、是に比例して、租税として要求せられる額を増加することが必要であらう。そして此増加を社會の進歩地代の増大に従つて繼續する

ことが必要であらう。」(op. cit., Book VIII, chap. II)

茲に少しく、Georgeは何故地代に對する課税を最良のものと考えたかを、附加へて置かう。彼によると、最良の租税なるものは次の諸條件に最も適合するものである。(一)生産に及ぼす負擔が出来る丈軽いこと——租税が支拂はれ又社會が支持される源泉たる一般的元本の増加を妨げること最も少いもの。(二)徵集が容易で且費用を要すること少いこと。(三)確實なること——官吏に壓制又は腐敗の機會を與へること最も少く、納税者に脱税の誘惑最も少いもの。(四)負擔が平等なること。そしてGeorgeによれば、地代に對する課税は最も是等の條件に適合するものなのである。

第一、租税は一切土地と勞働との生産物から支拂はれなければならぬことは明かであるが、

其額は同額であつても是が課税方法の如何によつては富の生産に及ぼす影響に相違がある。生産者の報酬を減する課税は必然生産に對する刺戟を減する。然るに土地の價値は獨占の交換價値を表はしてゐる。其は如何なる場合にも土地を所有する個人の造り出したものではなく、社會の發達によつて生ずるものである。それ故に社會は、改良進歩の刺戟を減することなく、或は富の生産を減すること最も少くして、地代を總て取ることが出来る。土地の價値に對する租税は生産を妨げないのみならず、其上是を増加させる傾向がある、何となれば投機的な地代を破壊するからである。

第二の點に關して、土地の價値に對する租税は總ての租税の中で最も容易に且低廉に徵集され得るものである。土地は隱匿することも出来ないし運び去ることも出来ないからである。其

價值は容易に確定され得るし、又一度税額が確定されるれば、受取人の外には何等徴集の爲に必要とされるものがない。

第三、確實性は租税法に於ける重要な要素である。上述の租税は、壓制が最も少く、確實の要素を最も多く有してゐる。是が確實に査定され徴集されるのは土地其もの、不動的な且隠蔽し難き性質に基いてゐる。土地に賦課せられる諸税は最後の一セント(Cent)まで徴集し得られる。そして土地價格の査定が目下屢々不平等であるけれども、而も動産の價格査定は遙かに不平等である。此土地價格査定上の不平等は主として土地と共に改良にも課税すること、租税の缺點から生ずる道德の頹廢とから生ずるのである。故に改良を除いて、土地の價值に一切の租税を課したならば、租税制度は非常に簡單明瞭となり、確實に課税評價が爲されるであらう。

第四、Adam Smith は言つてゐる、各國家の臣民は、彼等が其れ々々國家の保護の下に享得する所の収入に比例して、政府の維持の爲に貢獻すべきである。然るに地代は社會の作るものであることは繰返し述べた通りである。故に斯る課税は諸税中最も公正で最も平等である。それは特殊な且價值ある利益を社會から受ける人々に、且彼等が受ける利益に比例して、課せられる。其れは、社會の造り出したものである。價值を、社會が社會の用の爲に、取るのである。總ての地代が社會の必要の爲に租税として徴された時に、『自然』が定めた平等は達せられるであらう。如何なる市民も、其勤勉、熟練及知識によつて與へられたもの、外、他の市民より以上の利益を有することは無いであらう。そして各人は、自己が公平に獲得するもの丈を受くることとなるであらう。(Op. cit., Book VIII. chap.

III)

(註一) 彼の生涯は、一の脚的人物として興味がある。彼は一八三九年九月二日フライラデルフイアに生れた。Karl Diehl 教授は其著 *Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus*, S. 67 に於いて一八五九年生れと記してゐるのは、恐らく誤記又は誤植であらう。十四歳にして學校を去り、船員となつた。十七歳の時歸つて印刷業に身を投じた。一八五八年に、金を廻り當てやうと思つてカリホルニアに赴いたが、成功しなかつた。そしてサン・フランシスコの或新聞の印刷工場に植字工として働いた。一八七一年には、雜誌 *San Francisco Post* を創立し、一八七二年には社會主義的新聞 *Evening Post* を起した。後に瓦斯會社監督官となり、サン・フランシスコに於ける公立圖書館の理事となつた。彼はサン・フランシスコの新聞の爲に電報通信部を設立せんが爲に一八六八年ニュー・ヨークに赴いた。彼は盡力したが失敗して翌年に西部に歸つた。けれども彼のニュー・ヨーク滞在は、富の増加に伴つて生ずる貧乏に注意を拂はしめた。歸つた後二年にして *Our Land and Land Policy* (1871) を著した。此本は多くの印象を與へなかつたが、併し彼の主なる思想を含んでゐる。更に彼は此問題を詳しく研究して *Progress and Poverty* を出すに至つた。此著作が多量の注意を惹起して、多くの信奉者を得たことは本文に述べる通りである。一八八二年には愛蘭土地問題に關する小冊

子を書いて、愛蘭國民土地法改良同盟の味方となり、その爲に辯護した。彼の餘生は、書籍、新聞、運動、團體等種々の方法によつて、彼の主義を普及することに費した。彼はニュー・ヨークを根據地となしたが、亞米利加、英吉利、濱州の諸地方に講演旅行を試みた。一八八六年と一八九七年とにニュー・ヨーク市長選挙の候補者となつたが、二度目の選挙戦の最中即十月二十九日に卒中の爲に突然死去したのである。自傳は彼の息子が書いてゐる。

(註二) Karl Diehl 教授は前掲書六七頁に於いて、此 *Progress and Poverty* は一八八一年に現はれたやうに書いてゐるが、それは誤記であらう。又 Meyers *Konversations-Lexikon* には一八八〇年ニュー・ヨークとなつてゐるが、是も本當ではないであらう。彼の第四版序文には、ニュー・ヨークにて一八八〇年十一月と誌されてゐるから同年以前に初版が出たことは明かである。彼が序文に書いてゐる所によると、此本は一八七七年八月と一八七九年三月との間に書かれ、本札(頁)も七九年の九月までに出來上るたさうである。故に此著作は一八七九年にサン・フランシスコで出版された云ふのが正しいであらうと思はれる。一八八〇年にニュー・ヨークで二回發行され、一八八一—一八八四年にロンドンで十回版を重ねた、内五回は平民版である。獨逸語には、*Fortschritt und Armut* 云ふ表題の下に、一八八一年ヘルリンから出版された。一八八四—一八九二年



に二―五版となった。丁抹に於いては、一八八五年にユハンハーゲンで譯出され、佛蘭西譯は一八九〇年巴里である。其外尚ほ六ヶ國語に翻譯された。

### 八 エドワード・マクグリニ 一八三七―一九〇〇年

Henry George 等によつて擧げられた此新運動の、初期に於ける最も有力な擁護者の一人に Edward McGlynn と云ふ人がある。彼は一八三七年九月二十二日ニュー・ヨークに在つた愛蘭系の家庭に生れた。彼はヒューズ (Hughes) 大僧正の弟子となり、僧職修業の爲に羅馬の College of the Propaganda (羅馬教の外國傳道監視局) に送られた。彼は卓越した學生であつた。そして二十二歳にして聖職を授けられた。聖職に於ける彼の最初の仕事は、ニュー・ヨーク市に在る St. Stephen 教會の Dr. Cummings の助手であつた。八年の後には同氏を繼いで牧師となつたが、彼の教區の千七百の信徒の親愛と尊敬

とを一身に集めた。彼は熱心なカソリック教徒で、教會の信條には忠實であつた。其上自主的精神と無限の勇氣とを有する人であつた。

愛蘭土地法改革運動と "Progress and Poverty" との影響を受けて Dr. McGlynn は、自ら亞米利加土地法改革運動の信奉者であり援助者であると公言した。其新しく信奉した主義の爲に彼の爲した活動が重要視されてゐるのは、唯彼が思索家雄辯家として人を信服せしむる力を持つてゐたと云ふ事からのみではなく、彼は其教會要路の人々をして、經濟的地代の課税を倫理上の論點として、意見を陳述せしむるに至つたからである。其事情は斯うである。

一八八二年愛蘭土地法改革運動の當時並に一八八六年ニュー・ヨーク市長選舉戦——Henry George, Abram Hewitt 及 Theodore Roosevelt が候補者であつた——の當時『土地單一税』に賛成

する旨を公言したが爲に、Dr. McGlynn は教會の先輩と論争を惹起した。發端の論點は寧ろ教會の宗規の問題であつて、經濟上の主義の問題ではなかつた。當事者中の或人々が節制を缺いてゐたが爲に、事態は悪化し、遂に McGlynn の破門となつた。是は教會内外の友人達を心配せしめたが、中にも Mgr. Bartsell は論戦を通じて McGlynn の辯護者となり、其無罪を明かならしめんとした。當時此國に於ける羅馬法王廳の勢力は Monsignor Satolli の手中にあつた。時に『McGlynn 論争』として知られた此論争を満足に解決することも此人の重要な責任の一つであつた。Monsignor Satolli は一八八九年に合衆國を訪問して、土地問題を合衆國と羅馬の兩者の見地から研究する機会を十分に持つてゐたからである。

Dr. McGlynn は、其羅馬法王の代表者の要求

に従ひ、伊太利語の陳述書を提出した。(一八九二年十二月)それは土地私有財産と經濟的地代課税の諸問題に關する彼の見解を披瀝したものである。

此陳述書によると、彼の意見は George の意見と大體同じであつて、別に珍奇な議論はないからして、茲には唯其要領を觀察するに止めやう。即彼に従へば、人間は自然の法則により生活する權利、幸福を追求する權利を與へられてゐる。又神は自然の恩恵即土地を人類一般に與へたものであつて、其如何なる部分も新に何人かに與へたと云ふのではない。併し、自然の恩恵に對する共有權の他に、勞働の結果には私有財産權が自然の法則によつて認められなければならぬ。是等二ヶの自然の權利を等しく神聖に維持するのが、政府の主要なる職務の一である。そして政府が自然の恩恵即土地に對する支配

權を有することを主張するのは、特に必要である。何となれば政府の設立と共に、又文明の進歩と共に土地は特別な價值を増すに至るからである。此價值は個々の所有者の勤勉によつて生ずるのではなく、社會の存在によつて生ずるのである、そして社會の發達と共に増加するのである。其れ故是は不勞所得(uneared increment)と稱せられる。

然るに組織された團體即國家が起るや否や收入を必要とする。此必要は最初は少額であるが、人口の増加文明の進歩と共に國家の職務は複雑多岐となり、收入を必要とすること益々多きに至る。斯くの如く社會の進歩に従つて増加する収入の必要は、神の定められた自然的な必要であるからして、是を調達する正しい方法が存じなければならぬ。そして此正しい方法が自然の法則と一致しなければならぬことは明白であ

る。所が地代は不勞所得であつて社會其ものに屬す可きものなることは前述の通りである。故に地代が斯る収入の源泉たるべきことは自然の法則に一致せるものと言はなければならぬ。斯る公の財産の一部分でも私人の有に歸することは、社會にとつて不正であると、McGlynnは見えてゐる。即地代の全部が社會の爲に擅有さるべきものである。

地租の源泉は、文明の進歩に従つて自然の法則により増大するものであるからして、公の必要に應じて十分であらう。それ故勤勞及勤勞の結果に課する租税は一切廢止され得よう、又廢止さるべきである。土地の價値に對する課税は勤勞を刺戟し従つて個人の富を増加するに反して、勤勞に對する課税は勤勞に對して課せられた罰金或は懲罰の如き作用を爲す——即勤勞を妨害するものなのであると、Henry Georgeの

説く所と同一である。

尙ほ彼によれば、土地私有の唯一の效用は、自ら播かなかつたものを刈取る力を其所有者に與ふると云ふ悪效用である。勞働者は最低の勞銀を以て勤勞を承諾すべく餘儀なくせられ其受取る賃銀は決して勤働者が新しく造り出した價値と同一ではない、唯貧しい生存を爲すに足るに過ぎない、是は誠に人として有する生活に對する平等權に反する不公正である。然るに、地代を租税の形式を以て公の用の爲に徴收するは、斯る不公正を廢し不本意の貧困を廢する手段であることは明かである。

社會に屬するものが社會に與へられた時に、人々が私有財産として所有するものは、自己の勤勞によつて生産された丈のものであらう。そして勤働するものは全く正常な賃銀を獲得することが出来るであらうと。

以上の如き陳述書に就いて、Monsignor Satolliはワシントンの羅馬敎大學の敎授四人の委員會に諮つた所、羅馬敎々義に反するものを含ますと決定された。

羅馬法王は羅馬敎會の敎義中に(殊に一八九二年の法王レオ十三世の回章に於いて)次の如く繰返し述べた。

「財産所有の權利は自然から與へられたもので、人から與へられたものではない。國家は公衆の利益の爲に其使用を統制する權利を有するのみであつて、決して是を廢止するの權利を持つてゐない。其れ故、租税の名に於いて、正常である以上を個々の所有者より剝奪するならば、其國家は不正であり、殘忍である」と。

其處で Dr. McGlynn の復活は、土地單一税は斯る羅馬敎會の敎義に違反するものでないことを示すこととなる。

併し Dr. McGlynn の陳述には、土地私有財産制度の廢止或は土地所有に對する人類の平等

點は他日補遺するの機會があるであらうと思ふ。

の權利の廢止が暗示されてはゐなかつたか何うか。唯、地代に對する人類の共有の權利と云ふ單純な教義は明かであつた。然るに Dr. McGlynn は、議論の焦點となつた土地私有の廢止と云ふ思想を、教會の長老達に對して否認した。そこで長老達は彼に、地代に對する共有權と云ふ經濟的信念を許したのである。

Dr. McGlynn は、經濟的地代の本質及其租税に含まれた一般的眞理を世人に了解せしむる事業に於いて、Henry George の有力な援助者となつた。そして一九〇〇年一月七日ニュー・ヨークに遊いた。(十一、十一、十一)

(附記)本稿は土地社會主義研究の序論として、Natural Taxation の主張者の一部分を——嚴密にセレクトすることなしに紹介したに過ぎない。而も最後に述べべき著者であつた Thomas G. Shearman, 1834-1900 は都合によつて割愛する。その他、Physiocrats, Thomas Stence, O'Brien, William Ogilvie, Alfred Russel Wallace, Thomas, Paine, Herbert Spencer 等の諸氏には全然言及しなかつた。是等の不備の

奴隸廢止等の熱心なる主張者であり、又 Athenaeum 紙を創立し Sheffield 選出の國會議員であつた。

彼の計畫によれば先づ Model-Town Association と云ふ會社が勅許又は議會の法令で發起人の責任を限定して設立される。此の事業は政府から何等の補助を受けない私人的企業であつて其の目的は一萬エイカアの土地を購入し其の内の一千エイカアの面積の上に一萬人の人口を有する都會の建設を企つるのにある。此の都會は時の若き女皇の御名に因みて Victoria と名付けられる。都市計畫は豫め定められて工場並びに一般住宅を設備し後者の賃料には一年に五磅乃至三百磅の等級がある。凡べての建築物は此の會社の所有財産で會社は更に工場並びにこの都會の周圍にある九千エイカアの農耕地をも所有し管理するのである。従つて同會社は唯一の土

## 英國田園都市運動の發生(下)

奥井復太郎

### 四

多方面の改革家であり一つの特色を持つた十九世紀の理想家であつた James Silk Buckingham に依つて現はされた一書 National Evils and Practical Remedies (London, Peter Jackson, St. Martin's-le-Grand. 1849) は失業者を吸収する手段として一つの模範的都會を建設する爲めに『勞働と技術と資本との結合からなる大原則』を推擧した。J. S. Buckingham は大旅行家であり平和や自由貿易並びに禁酒、公衆圖書館の設立、

地所有者であり雇主である、Purdon 氏は之れを以つて『共產主義の弊害を避ける』爲めに企圖された計畫の中では寧ろ奇妙な分子であると述べてゐる。が此處では産業は一日八時間勞働制を採用し勞銀は一定の標準に依つて支拂はれる。又人口の過度の密集と云ふ事は無く兒童には醫療施設や哺育設備があり教育は無償を以つて施される。公衆浴場、公衆食堂、公共洗濯所を具へ又 Buckingham の持論の一つであるが酒類、武器、煙草は許されてゐない。

此の會社は三百萬磅の資本金で一株二十磅の株式に分割されるが其の資本金の内一百萬磅は農工業に使用せられる。配當は利益金の内から支拂はれて其の率は一割に制限されてゐる。この都市に住居しない者も此の會社に投資しうるが此の都市の住民は皆少くとも一株でも所持してゐなければならぬ、故に必要に應じては賦